

平成27年度 第1回 仙台市景観総合審議会

日時：平成27年7月9日（木）

15時～17時

場所：本庁舎2階第1委員会室

次 第

1. 開 会
2. 挨拶
 - ・小島都市整備局長
 - ・涌井会長
3. 議 事
 - ・屋外広告物規制のあり方について
 - ・青葉通における街並みルールづくりについて
4. 閉 会

— 配 付 資 料 —

- 資料1-1 屋外広告物規制のあり方について
- 資料1-2 屋外広告物規制のあり方について
- 資料2-1 青葉通における街並みルールづくりについて
- 資料2-2 青葉通街並み形成ガイドライン素案の概要

仙台市景観総合審議会委員名簿

(平成27年3月現在)

こんの 今野	かおる 薫	仙台商工会議所 常務理事
しょうじ 庄司	としみつ 俊充	仙台市議会議員
すぎやま 杉山	あきこ 朗子	(株)日本カラーデザイン研究所 景観事業部長
たけやま 武山	りょうぞう 良三	富山大学芸術文化学部 教授
とちくぼ 杼窪	まさゆき 昌之	一般社団法人日本屋外広告業団体連合会 副会長 (株)アキバ商会代表取締役
ばば 馬場	たまき	尚絅学院大学総合人間科学部 講師
ほり 堀	しげる 繁	東京大学アジア生物資源環境研究センター 教授
みやはら 宮原	ひろみち 博通	(有)地域環境デザイン研究所 所長
やん 巖	しゅあん 爽	宮城学院女子大学学芸部 教授
よしかわ 吉川	ゆみ 由美	(有)ダ・ハ プラニング・ワーク 代表取締役
わくい 涌井	しろう 史郎	東京都市大学環境情報学部 教授

(五十音順, 敬称略)

屋外広告物規制のあり方について

<前回審議会までの審議>

現状における問題点（仙台駅前・作並温泉を例に）

- ・建物や周辺環境と調和しない広告物
- ・鮮やかな色彩，デザインによる不統一な印象
- ・窓貼広告の大量表示
- ・まちづくりや観光との連携の不足 など



- ・現行の規制は設置場所や地域の禁止，面積や高さ等に関する制限を行うものであり，悪いものの排除には有効だが良いものの促進にはつながりにくい。

規制と併せて，以下のような取組みが必要。

○「誘導」

（望ましい広告物の増加を促す）

- －助成
- －特例許可
- －助言を与える専門家の派遣
- －表彰
- －デザインや色彩に関する審査

○「協働・活用」

（地元や市民等と考え，実行する）

- －望ましい広告の掲出に向けたルールづくり
- －まちの賑わいづくりを推進する様な広告物の検討

○ その他

自然公園内の温泉地においては，地域性を踏まえた基準の見直し



審議会委員からの主な意見

- ・良いデザイン：デザインを審査する組織など，魅力的な広告物を誘導していくシステムに取り組んでもらいたい。
- ・協働，連携：市民や事業主・広告業者などと意識を共有しながら進めるべき。また，観光部局などの関係団体・組織とも連携しながら進めるべき。
- ・祝祭空間：仙台七夕や光のページェントなどにおける祝祭都市としての演出のあり方と，それに対応した都市インフラ等のあり方も考えるべき。
- ・窓貼広告：窓貼広告により景観が損なわれており，規制するシステムやルールが必要である。
- ・規制の見直し：建物の大規模化に伴う掲出可能な広告物の総量の変化や，デジタルサイネージの出現など，様々な変化にあわせた規制の見直しも考えるべき。
- ・夜間景観：目指したい姿を考える際には，観点に夜間景観を含めるべき。
- ・安全安心：美観上の問題だけでなく，あわせて安全安心対策に取り組むべき。

これからの屋外広告物施策のあり方について

東北の中心都市としての風格・賑わい，「杜の都」としての魅力が感じられる，良好な広告物景観の形成を目指すため，取り組むべき施策のあり方について以下に記す。

○デザインや色彩等を誘導するシステム

- ・デザインや色彩等を誘導し，広告物の質の向上を図るためのシステム（デザインを審査する組織，地域団体による管理など）について，導入を研究すべきである。

○魅力的な広告物景観形成への支援

- ・広告物の集約化や撤去など，魅力的な広告物景観形成のための取組みに対して，補助などの支援を検討すべきである。

○良好な景観形成に寄与するものに対する特例

- ・地域の景観や街並みと調和し，かつデザインが優れているなど，良好な景観形成に寄与する広告物に対して，規制基準に適合しない内容でも特例による掲出を検討すべきである。

○優れた広告物の誘導

- ・優れた広告物の掲出を増やすため，以下のような方策を検討すべきである。
 - －計画に対して助言を行う**専門家の派遣**
 - －優れた広告物と設置者の**表彰**
 - －地域性を考慮した広告物を誘導するための**ガイドラインの作成**

○市民・広告事業者などとの協働による取組み

- ・市民や広告事業者などとの協働により，良好な広告物景観についての意識の共有を図るため，以下のような取組みを実施することが必要である。
 - －広告物に対する意識，関心を高めるためのワークショップやシンポジウムの開催
 - －地域性を考慮した広告物のルールを考える勉強会や意見交換会
 - －まちや地域の活性化，祝祭空間としての演出などに関する広告物の活用方法の検討

○窓貼広告に対する規制

- ・景観を損ねる窓貼広告について，屋外広告物に準じた法的位置づけを行い，規制する方法について導入を研究すべきである。

○現行基準の見直し

- ・上記の取組みを実施するための現行基準の見直しに加え，土地利用の実態や経済・観光などを考慮した基準，新しい形態の広告物に対応する基準の見直しも併せて検討すべきである。

○安全対策

- ・公衆に対する危害防止のため，安全対策に関し実効性の高い点検などの方策を検討すべきである。

○違反对策

- ・悪質及び重大な違反行為に対する処分も含めて，総合的な違反对策を進めるべきである。

屋外広告物規制のあり方について

平成27年7月
景観総合審議会

前回審議会の概要

- 仙台駅前および作並温泉を例として、各地域における目標像から現状の問題点を説明。



-仙台駅前-
• 様々な大きさの
屋上広告物、
板面が撤去され
残った架台

- 窓面に大量に
貼り付けられた
広告



前回審議会の概要



- ・鮮やかな色彩で建物と調和しない広告物
- ・デジタルサイネージの増加の可能性

-作並温泉-

- ・自然公園内の旅館も一律の厳しい制限
- ・周辺環境と調和しない色彩の屋外広告物



前回審議会の概要

- ・ 問題点の解決は規制単独では困難であり、
 - 望ましい広告物の増加を促す「誘導」
 - ・ 助成・補助，特例許可，デザインや色彩に関する審査，助言を与える専門家の派遣，表彰
 - 地元や市民等と考え，実行する「協働・活用」
 - ・ 望ましい広告の掲出に向けたルールづくり
 - ・ まちの賑わいづくりを推進する様な広告物の検討等の取組みが併せて必要であることを説明。

前回審議会での主な意見

- **良いデザイン：**
デザイン審査など，魅力的な広告物を誘導していくためのシステムに取り組んでもらいたい。
- **協働，連携：**
市民や事業主・広告業者などと意識を共有しながら進めるべき。また，観光部局などの関係団体・組織とも連携しながら進めるべき。
- **祝祭空間：**
仙台七夕や光のページェントなどにおける祝祭都市としての演出のあり方と，それに対応した都市インフラ等のあり方も考えるべき。

前回審議会での主な意見

- **窓貼広告：**
窓貼広告により景観が損なわれており，規制するシステムやルールが必要である。
- **規制の見直し：**
建物の大規模化に伴う掲出可能な総量の変化や，デジタルサイネージの出現など，様々な変化にあわせた規制の見直しも考えるべき。

前回審議会での主な意見

- 夜間景観：
目指したい姿を考える際には、観点に夜間景観も含めるべき。
- 安全安心：
美観上の問題だけでなく、あわせて安全安心対策に取り組むべき。

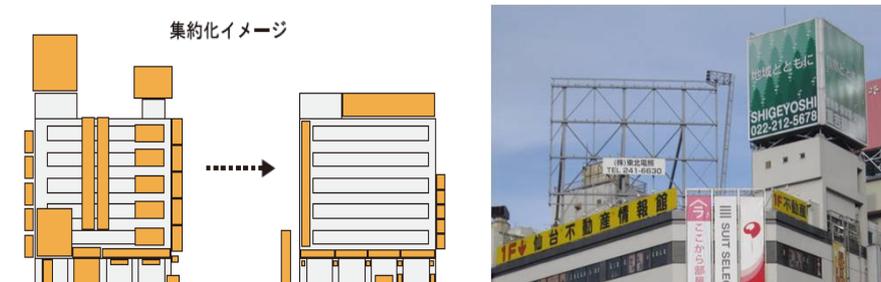
これからの屋外広告物施策の
あり方について

○デザインや色彩等を誘導するシステム

- デザインや色彩等を誘導し，広告物の質の向上を図るためのシステムについて，導入を研究すべきである。
- 2つの方向性が考えられる。
 - ① 専門家（学識者・広告業界団体の代表）を交えた組織において審査を行う。（金沢市の事例）
 - ② 専門家の協力を受けながら，地元が主体となりデザイン基準を策定，運用していく取組みを，行政が支援する。（神戸市の事例）

○魅力的な広告物景観形成への支援

- 様々な大きさ・形状の不統一な看板の集約，看板が取り外され残った架台の撤去などに関して，補助などの支援を検討すべきである。



○魅力的な広告物景観形成への支援

- 京都市の例：
 - 広告物の統一・協同化に対する補助
 - 優れたデザインの広告物に対する補助
 - ※補助の際は専門家の意見を聴いて決定
- 金沢市の例：
 - 撤去することで広告景観が改善されるものの撤去に対する補助
 - 優れたデザインの企画に対する補助

○良好な景観の形成に寄与するものに対する特例

- 地域の景観特性や街並みと調和する広告物、デザインに優れた広告物などに関して、規制基準に適合しない内容でも特例による掲出を検討すべきである。
 - 例：屋上広告物の高さを一部緩和し、周辺建物とスカイラインを統一する。



○優れた広告物の誘導策

優れた広告物の掲出を増やすため、以下のような方策を検討すべきである。

- 個別の計画やデザインに対して助言を行う専門家の派遣
- 優れた広告物やその設置者に対する表彰
- 地域性を考慮した広告物を誘導するためのガイドライン作成

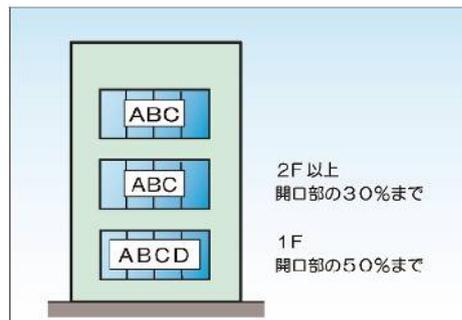
○市民・広告事業者などとの協働による取組み

市民や広告事業者などとの協働により、良好な広告物景観についての意識の共有を図るため、以下のような取組みを実施することが必要である。

- 市民の広告物に関する意識や関心を高めるための、ワークショップやシンポジウム
- 地域住民や地元関係者などとの、地域性や周辺環境を踏まえた広告物ルールやガイドラインの作成に向けた勉強会
- 商店街や広告事業者などとの、まちや地域の活性化に向けた広告物の活用方法の検討

○窓貼広告に対する規制

- 窓貼広告について法的に位置づけ，規制する方法について，導入を研究すべきである。
- 京都市や金沢市は「特定屋内広告物」に位置づけ，市全域で基準を定めて規制。



(京都市屋外広告物リーフレットより抜粋)

○現行基準の見直し

以下の基準の見直しを検討すべきである。

- 自然公園内における温泉地など，土地利用の実態や経済・観光を考慮した基準の見直し
- デジタルサイネージなどの新しい形態の広告物に対する基準の見直し

○安全対策

- 公衆に対する危害防止のため，安全対策に関して実効性の高い点検などの方策を検討すべきである。

○違反对策

- 悪質および重大な違反行為に対する処分も含めて，総合的な違反对策を進めるべきである。

今後の進め方

- 9月 景観シンポジウム
講演などにより広告物景観についての意識の共有を図るとともに，これまでの審議会の議論や本市の広告物景観の課題などについて，市民の意見を聴く。
- 10月末～11月 景観総合審議会
屋外広告物のあり方に関する提言としてまとめる。
- 以後，提言を受け，具体の取組み内容に関する検討調整
- H28年度以降
条例改正，各取組みの順次制度化

平成 27 年 7 月 9 日

青葉通における街並みルールづくりについて

1. 景観に関する本市のこれまでの取り組み

平成 7 年 杜の都の風土を育む景観条例制定

平成 21 年 仙台市「杜の都」景観計画制定

（市中心部を景観重点区域とするとともに、本市を代表するシンボルロードとして、
定禅寺通や宮城野通とともに、青葉通を景観地区制度の活用を促進する地区に位置づける）

平成 23 年 定禅寺通地区と宮城野通地区で景観地区等を指定し、街並み形成ガイドラインを策定

2. 青葉通地区におけるこれまでの取り組み

平成 18 年 3 月 青葉通再生基本構想策定

(街並み・ケヤキ並木・道路空間・市民活動、それぞれの将来像と取り組みをまとめる)

平成 20～24 年 地元商店街・町内会・企業等の代表者を交えた街並みづくりの検討

平成 24 年 8 月 青葉通まちづくり協議会設立（景観条例に基づく景観まちづくり協議会に認定）

平成 24 年～ まちづくり協議会で、まちづくりの勉強会やオープンカフェなどのイベントに取り組む

平成 27 年 6 月 まちづくり協議会で、街並みルール（街並み形成ガイドライン）の協議会案を作成

3. 街並みルール（街並み形成ガイドライン）の素案の概要・・・資料 2 - 2

- ・景観地区等の指定により、現在よりも具体的で実効性の高い街並みルールを定めることで、仙台のシンボルロードとしての良好な景観形成の推進を図る
- ・「景観地区」「地区計画」「広告物モデル地区」による規制と、「誘導指針」での誘導による、建築物、緑化、広告物等のルールをまとめ、街並み形成ガイドラインとしている
- ・「仙台のシンボルとなる風格」「通りとの調和、一体感、魅力」「賑わい」「安全安心とゆとり」「歴史や文化の実感」をキーワードとした、街並みづくりの基本目標とルールを定めている

4. 今後のスケジュール

8 月下旬 関係地権者等への説明会（3 回開催）

9 月～ 地区計画の原案の縦覧、景観地区・地区計画・広告物モデル地区の案の縦覧

11 月 景観総合審議会、都市計画審議会

12 月頃 景観地区・地区計画の決定、広告物モデル地区の指定

※景観地区・地区計画は都市計画決定、広告物モデル地区は本市の指定となる

※青葉通地区のうち仙台駅前については、駅前にふさわしい広告物のあり方も課題であることから、別途検討を行っていく

※街並みルール策定後も、まちづくり協議会が中心となり、他の団体や本市とも連携しながら、

にぎわいと魅力のある青葉通をつくっていくための様々な取り組みを、引き続き検討・実施していく

青葉通街並み形成ガイドライン 素案の概要

景観形成の基本目標

杜の都の歴史と自然が織りなすまちづくり

- ◇杜の都の玄関となる仙台駅から青葉山までをケヤキ並木がつなぐ『緑の回廊』の軸として、**仙台のシンボルとなる風格**ある街並みづくり
- ◇**通りと建物が調和し**、**一体感**のある**魅力的な街並み**づくり
- ◇人々が集い、**賑わい**が生まれる、歩いて楽しい街並みづくり
- ◇**安全安心**でゆとりを持てる街並みづくり
- ◇**歴史や文化**が実感できる街並みづくり

街並み形成ガイドラインの構成

赤枠：規制，青枠：誘導

建築物に関するルール

景観法にもとづく
「**景観地区**」

都市計画法にもとづく
「**地区計画**」

「**誘導指針**」による配慮

緑化・オープンスペース等に関するルール

広告物に関するルール

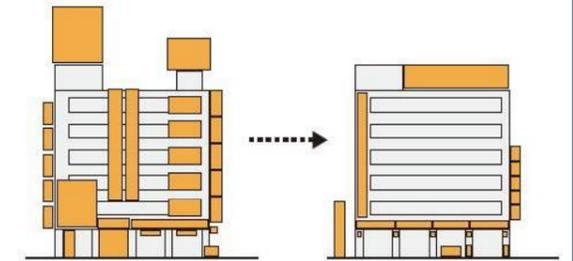
屋外広告物条例にもとづく
「**広告物モデル地区**」

指針

美観維持
基準

仙台のシンボルとなる風格

- ・パチンコ店、工場などを制限する（青葉通に面した敷地）（地区計画）
- ・広瀬川から仙台駅までの段階的な高さの制限を設ける（地区計画）
- ・外壁色は低い彩度とし、ケヤキ並木を超える部分は高い明度とする（景観地区）
- ・中層階以上の窓貼り広告物を禁止する（景観地区、広告物モデル地区）
- ・複数の広告物の調和や集約化を図るよう配慮する（広告物モデル地区）
- ・バランス良くすっきりした広告物デザインとする（広告物モデル地区）



広告物集約化のイメージ

目指していく街並みとルール（抜粋）

賑わい

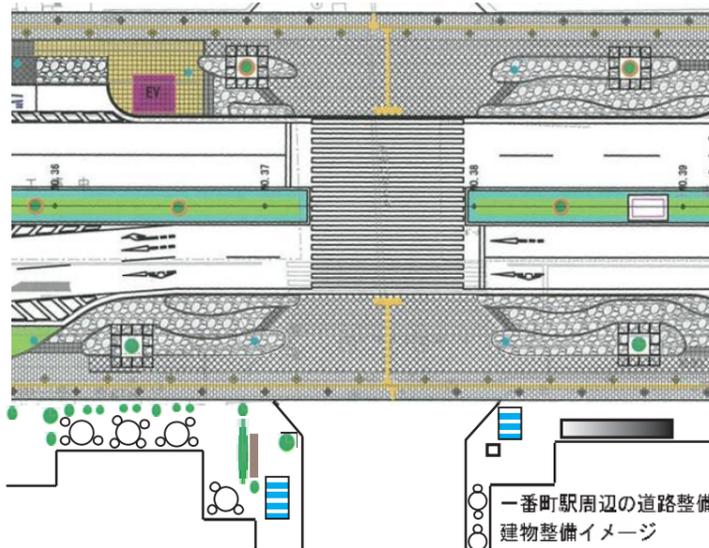
- ・青葉通沿いの低層部には、店舗や飲食店などを誘導するよう工夫する（誘導指針）
- ・仙台駅西口と一番町周辺では青葉通沿いの住宅系用途を一部制限する（地区計画）
- ・青葉通から1.5～2.0mの壁面後退に努める（誘導指針）
- ・オープンスペースの積極的な創出とイベント空間としての活用を努める（誘導指針）
- ・低層階と中層階での変化や雁行形態等の平面形態などのデザインを施す（景観地区）



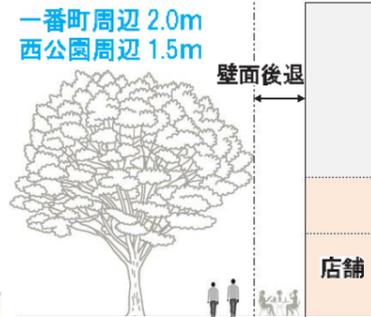
青葉通に面した店舗



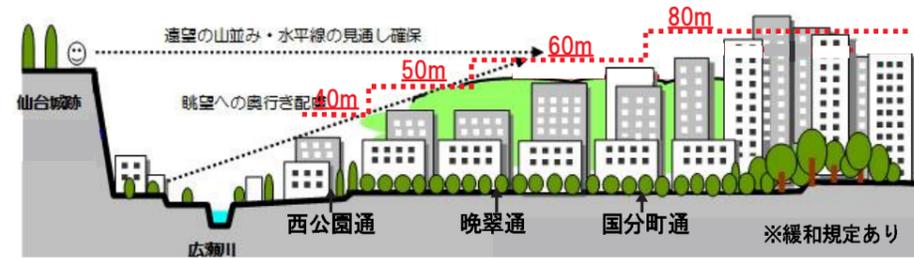
壁面後退部分でのオープンカフェ



一番町周辺の道路整備と建物整備イメージ



一番町周辺 2.0m
西公園周辺 1.5m



段階的な高さ制限

通りと建物の調和、一体感、魅力

- ・建築設備などが青葉通から見えないような外観とする（景観地区）
- ・外壁の素材はケヤキ並木との調和に配慮するよう努める（誘導指針）
- ・街路樹等の緑と調和した質の高い緑化を目指す（誘導指針）
- ・屋上広告物はスカイラインに沿う配置形態で、独立文字や建物との一体的なデザインとする（広告物モデル地区）



晩翠草堂前の歩道



オープンスペースと緑化



ケヤキ並木との調和に配慮した外壁の素材の例

- 左：石などケヤキになじむ素材
- 右：タイルなどケヤキが映える素材



スカイライン沿った屋上広告物



建物と一体の広告物と建築設備が見えない外観

安全安心

- ・青葉通側への駐車場出入口は、原則禁止とする（景観地区）
- ・災害時に一時避難などができる空間の確保に努める（誘導指針）

歴史や文化の実感

- ・地域の歴史を発信する案内板の設置などに努める（誘導指針）



建物に設けた案内板